

【介護職員等処遇改善加算に関する体制届（加算届）の提出期限】

○令和8年6月から算定開始及び区分を変更する場合は、次の期限までに、体制届（加算届）及び体制等状況一覧表を提出してください。

○令和8年6月からの旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰロの変更、及び、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱロの変更についても体制届（加算届）及び体制等状況表の提出が必要です。

○**令和8年6月からの旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰイの変更、及び、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱイの変更については、継続扱い（継続算定）になりますので、体制届（加算届）及び体制等状況一覧表の提出は不要です。**

	サービスの種類	提出期限
居宅サービス 介護予防サービス 施設サービス	訪問介護 訪問入浴介護（介護予防を含む） 通所介護 通所リハビリテーション（介護予防を含む）	5月15日（金）
	短期入所生活介護（介護予防を含む） 短期入所療養介護（介護予防を含む） 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	6月1日（月）
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） 看護小規模多機能型居宅介護	5月15日（金）
	認知症対応型共同生活介護	6月1日（月）
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護相当サービス 生活援助サービス 介護予防通所介護相当サービス ミニデイサービス	5月15日（金）
（上記にかかわらず） 令和8年4月及び5月分は全てのサービスで処遇改善加算を算定しない事業者が、令和8年6月から算定する場合	全サービス	6月15日（月）
令和8年6月から処遇改善加算が新設されるサービス	訪問看護（介護予防を含む） 訪問リハビリテーション（介護予防を含む） 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	6月15日（月）